

E i w a N e w s

グループ法人税制

平成 22 年 4 月
(No. 057)

先日、国会において平成 22 年度予算が成立し、所得税法等の一部を改正する法律（税制改正）が、4 月 1 日より施行されました。

税制改正の概要につきましては、Eiwa News No. 54 にてお知らせしておりますが、改めて今回の改正項目のメインとなる「グループ法人税制」についてご紹介いたします。

[1] グループ法人とは

完全支配関係（原則として、発行済株式の全部を直接又は間接に保有する関係）のある法人をいいます。

下図の場合、A 社・B 社・C 社・D 社がグループ法人となります。



[2] 資産の譲渡損益

1. 概要

グループ法人間で一定の資産の譲渡取引が行われた場合には、その譲渡により生ずる譲渡損益を繰り延べます。

2. 一定の資産（譲渡損益調整資産）

一定の資産とは、固定資産・土地・有価証券・金銭債権及び繰延資産を指します。

ただし、売買目的有価証券や譲渡直前の帳簿価額が 1,000 万円未満の資産は除かれます。

3. 繰り延べた譲渡損益の調整

譲受法人が譲り受けた資産を譲渡・償却・評価換え・除却等した場合には、譲渡法人において、繰り延べた譲渡損益のうち一定の金額を益金の額又は損金の額に算入します。

4. 適用開始日

平成 22 年 10 月 1 日以後行われる取引

5. 対象法人

この規定は、資本関係のない法人同士であっても同族関係者が出資する法人同士の場合には、グループ法人として適用対象となります。

(ex. 兄が 100%出資する法人から、弟が 100%出資する法人に資産を譲渡した場合)

[3] 寄附金

1. 概要

グループ法人間での寄附金は、支出側で全額損金不算入となり、受取側では全額益金不算入となります。

2. 適用開始日

平成 22 年 10 月 1 日以後行われる取引

3. 対象法人

この規定は、法人による完全支配関係がある場合に限られます。

[4] 配当金

1. 概要

完全支配関係を有する法人から配当金を受けた場合には、負債利子控除をせず、全額を益金不算入とします。

2. 適用開始日

平成 22 年 4 月 1 日以後開始事業年度

[5] 中小企業向け特例制度の不適用

1. 概要

資本金の額が 5 億円以上の法人による完全支配関係がある法人については、次の中小企業向け特例制度が適用されません。

- ① 中小企業者等の軽減税率
- ② 特定同族会社の特別税率の不適用
- ③ 貸倒引当金の法定繰入率
- ④ 交際費等の損金不算入制度における定額控除限度額
- ⑤ 欠損金の繰戻しによる還付制度

2. 適用開始日

平成 22 年 4 月 1 日以後開始事業年度

今回ご紹介しました内容は、グループ法人税制の項目の中でも一部となります。

上記以外の項目や制度の詳細、その他ご不明なこと等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしく願いいたします。